資料３

前回審査会（令和８年 10 月２日）における指摘事項及び都市計画決定権者の見解
（東三河都市計画道路１・４・３号　浜松湖西豊橋道路　環境影響評価準備書）

番号	指　摘　事　項	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解	関連頁
大気質			
1	建設機械の稼働に係る浮遊粒子状物質の予測において、掘削工事、特に削岩機から発生するダストの影響を考慮できると良いと思った。（長田委員）	ご指摘のありました掘削工事等から発生するダストの影響については、「道路環境影響評価の技術手法（以下、「技術手法」という）」を参考に、建設機械の稼働に係る粉じん等において予測・評価を行っています。 【事務局補足】 技術手法においては、以下のとおり記載されています。 ＜技術手法（平成 24 年版）（平成 25 年３月、国総研資料第 714 号・土木研究所資料第 4254 号）＞抜粋 建設機械の稼働に係る粉じん等において、予測・評価対象を季節別降下ばいじん量としたのは、次のように考えたためである。粉じん等は、保全対象からみた場合は大きく空気中に浮遊する浮遊粉じんと地表面に降下し堆積する降下ばいじんに分類される。浮遊粉じんについては、建設機械の稼働による降下ばいじん量がその評価に関する参考値を算出する上で参考としたスパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標（20t/km^2/月）以下であれば、不快感の目安（0.6mg/m^3）を大きく下回ることが実測結果から得られている。したがって、予測は、建設機械の稼働時の季節別降下ばいじん量を対象に行うこととした。	準備書 p. 11-1-89～100

番号	指　摘　事　項	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解	関連頁
水質			
2	水質に関して、p. 11-5-10 の予測手法において「類似事例を用いて推定」とあるが、その類似事例の内容や、時期、流域や河川などが具体的に書かれていない。予測の妥当性を判断できないため、具体的に示してほしい。（廣岡委員）	予測の根拠として用いた道路事業の類似事例については、濁水の発生が想定される土工部の区間やトンネル区間が大半を占める自動車専用道路の事例を収集しています。 上記類似事例の概要等について、別表により評価書に記載します。	準備書 p. 11-5-10
3	水質に関して、p. 11-5-10 の予測の結果において、本来は環境保全措置である「裸地の転圧」や「裸地のシート等による被覆」や「法面の早期緑化」を予測の前提とし、その結果として影響は極めて小さいと予測し、環境保全措置の検討は行わない、としている。予測の前提として記載した対応が実際に実施されるかどうかの保証がなく、その効果を確認することもできない。そのため、「裸地の転圧」等は予測の前提ではなく、環境保全措置として適切に位置づけをし、具体的な実施内容、実施時期、その効果と不確実性をしっかり記載すべきと考える。（廣岡委員）	沈砂池等の濁水処理施設の設置、裸地における転圧やシート等による被覆、法面の早期緑化による裸地状態の短期化・縮小化については、予測結果を踏まえて新たに追加する対策ではなく、事業の実施に当たりあらかじめ講じる「環境保全への配慮事項」（p. 3-36、37）として位置付け、適切な対策を講じることとしています。	準備書 p. 3-36 ～ 37, 11-5-10～11
4	水質に関して、p. 11-5-10 の予測の結果において「必要に応じて濁水の流出を防止する沈砂池等を設ける」との記載があるが、必要性を判断する基準の記載がない。そのため、この基準について具体的に示してほしい。（廣岡委員）	濁水発生の可能性やその程度は、施工時の地形条件、掘削範囲、施工方法、降雨の状況等によって変わるため、沈砂池等の濁水処理施設については、上記の状況等を確認しながら適切に設置することとしており、現時点で一律の設置の判断基準を設定することは困難です。 なお、事業実施段階においては、濁水処理施設からの排水先となる公共用水域の浮遊物質量の濃度について、水質汚濁に係る環境基準等を維持できるよう、関係機関と協議のうえ、濁水処理施設を適切に設置・管理することとしています。	準備書 p. 11-5-10

番号	指　摘　事　項	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解	関連頁
5	水質に関して、濁水が発生するのは降雨時と思われるが、現地調査は平水時に行われており、降雨時の現況が把握されていないため、予測に不確実性があると思われる。そのため、事業実施段階における河川の状況等の調査について検討するとともに、降雨時の現況把握も含めるべきだと考える。（廣岡委員）	降雨時の水質は、降雨量や降雨継続時間等によって逐次変動するため、水質に係る現地調査については、限られた調査機会における代表的な状況として、公共用水域における水質基準や技術手法等を参考に、平常時の月１回、１年間実施しています。 なお、別表「類似事例の概要等」に示す類似事例２については、降雨時も含めた現地調査結果となっております。このため、濁水処理施設を適切に設置・管理することによって、降雨の有無に関わらず、濁水処理施設から排水される浮遊物質量の濃度について、水質汚濁に係る環境基準等を維持できるものと考えております。 事業実施段階においては、水質汚濁に係る環境基準等を維持できるよう、関係機関と協議のうえ、「環境保全への配慮事項」（p. 3-36、37）に示す濁水の影響の低減対策を適切に実施することとしています。	準備書 p. 3-36 ～ 37, 11- 5-1～11
植物			
6	マツバランは胞子が風で飛んでいくので、今回の調査で確認された箇所以外でも出現する可能性があるため、留意されたい。（渡邊委員）	いただいたご意見を参考にさせていただきます。	準備書 p. 11- 12-43

別表　類似事例の概要等（評価書記載案）

項目		類似事例の概要			
		１　道路事業	２　道路事業	３　道路事業	４　道路事業
事業規模	事業延長 （土工区間） （トンネル区間）	9.3km （延長記載なし） （延長記載なし）	6.8km 2.2km 3.7km	14.4km 0.9km 11.6km	3.4km 0.1km 2.9km
	車線数	4 車線	2 車線	2 車線	2 車線
排水先の主な河川の状況（アセス実施時）	河川名	Y 川	①K 川流域 ②I 川流域	①T 川 ②M 川 ③G 川	O 川
	流量 （m^3/S）	0.52～3.41	①0.02～8.60 ②0.11～6.40	①0.01 以下 ②0.05 以下 ③0.02～0.2	（未測定※）
	浮遊物質量の濃度 現地調査結果 （mg/L）	1 未満～31	①1 未満～3 ②1 未満～5	①2 以下 ②1 未満 ③1 未満	（未測定※）
	環境基準の類型区分（環境基準）	未指定	A（25mg/L 以下） 又は未指定	未指定	未指定
濁水の影響の低減対策		・沈砂池等の濁水処理施設の設置（１，２，３，４） ・裸地における転圧やシート等による被覆（１，２） ・法面の早期緑化による裸地状態の短期化・縮小化（１，２）			
低減対策実施時（工事中）における現地調査結果		ー	濁水処理施設の排水口における浮遊物質量の濃度 ：1～22mg/L	ー	濁水処理施設からの排水先の河川（O 川）における浮遊物質量の濃度 ：11mg/L 以下 濁水処理施設の排水口における浮遊物質量の濃度 ：18mg/L 以下

※「未測定」…類似事例４については、水質を環境影響評価項目に選定していないため、河川の流量、浮遊物質量の調査を実施していない。